

学校から貸与された児童・生徒用学習端末の破損・紛失・盗難の補償について

平素よりPTA活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

“学校から貸与された学習端末”を使用中に、**破損・紛失・盗難事故**が発生した場合についてご心配のことと思います。保護者の方に法律上の損害賠償責任が発生した場合に備え、当団体の総合保障制度をご案内いたします。

万が一の場合には、総合保障制度の中の個人賠償責任補償（受託品賠償責任補償）で補償されます。

なお、学習端末に関する受託品賠償責任の補償がある保険は限られています。ご加入されている保険での補償有無をご確認の上、ご検討いただければと思います。



よくあるご質問

質問）学校から貸与された学習端末を破損した場合に補償されますか。

回答）学校から貸与された学習端末を生徒や同居の家族の方が破損し、法律上の損害賠償責任が発生した場合はお支払いします。

（個人賠償責任補償（受託品賠償））

ただし、わざと壊した（故意）場合や学習端末を卓球のラケット代わりに使うなど本来の端末使用目的と違うことで破損した場合は補償されません。

質問）火災保険・自動車保険の特約にある個人賠償責任保険も含め、全ての個人賠償責任保険で学習端末の破損は補償されますか。

回答）学習端末などの受託品については補償されない個人賠償責任保険もあります。加入している保険会社にお問い合わせください。総合保障制度の個人賠償責任補償（受託品賠償）は補償の対象となりますのでご安心ください。

質問）学習端末をなくした（紛失）場合に補償されますか。

回答）紛失されて、生徒や保護者に法律上の損害賠償責任が発生した場合に補償をいたします。

※データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物はお支払いの対象とはなりません。

※保険金をお支払いしない場合などについては補償概要をご確認ください。詳細は取扱代理店・扱者、または引受保険会社にお問い合わせください。

<小学生・中学生総合保障制度>



学校貸与端末破損に対応

簡単な補償内容説明が
動画でご覧いただけます。

